

中央教育審議会 大学分科会 質向上・質保証システム部会
教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
「新たな認証評価」制度の在り方に対する意見書

令和8年3月12日

日本私立大学協会

■はじめに

令和7年2月21日の中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(以下、知の総和答申)において、認証評価制度の見直しが提言された。現在、中央教育審議会大学分科会では、この提言を受けて設置された「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」において、認証評価制度の全般的な見直しが行われていることを伺っている。

この度の認証評価の見直しは、これまで我が国の高等教育の質保証に貢献してきた認証評価の在り方を根本から改めるものであることから、制度創設から20余年にわたる実際の評価の行為及び受審の経験に基づき、特に私立大学の視点から次の4点を中心に意見を申し上げ、今後のご検討への反映をお願いしたい。

- ①国による一律的な評価は、本来自主・自律的且つ多元・多角的な思想に基づき育まれるはずの高等教育のダイナミズムを停滞・毀損させること。
- ②機関別評価の継続、並びに各評価機関において実施可能な制度設計とすること。
- ③大学がそれぞれの教育理念や方針に基づいて多様に展開する教育に段階的に「優劣」をつけることはピアレビューの精神に反し、学問及び教育の自由を侵す疑いがあること。
- ④大学改革支援・学位授与機構が認証評価の一元的な窓口となり、その下に各評価機関が配置される制度設計は、各評価機関の独立性・自律性・多様性を奪いかねないこと。

1. 認証評価の基本的考え方について

そもそも認証評価は、国公立大学がそれぞれ固有の役割を担いながら我が国の高等教育の発展に寄与するために第三者の認証評価機関を設立し、設立された各機関がそれぞれ自主独立に定めた評価基準に照らし、ピアレビューの方法と精神に基づき教育研究活動等を確認する、以って相互により良い教育研究活動等の条件を担保するところに、その本来の趣旨がある。

制度創設の端緒となった平成14年8月5日の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」においても、この認証評価は、「国の認証を受けた機関(認証評価機関)が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにする」と共に、「評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す」制度であり、「様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多面的に評価を受けられるようにすることが重要」と謳われている(傍点は本協会)。

しかるに、この度の見直しの審議において、各評価機関共通の「評価基準・評価項目」等による認証評価を行うことが示されていることは、こうした認証評価の本来の趣旨とも、各評価機関がそれぞれの特色を発揮できる独自基準の設定を可能とするとされる制度創設の目的とも相反する見解と言わざるを得ない。

その見解は、畢竟、実質上「国」による「一律的な評価」と同義であり、一方において本来自主・自律的且つ多元・多角的な思想に基づき育まれるはずの高等教育のダイナミズムを停滞・毀損させると共に、他方において既に公平性を欠く公財政教育支出による国公私立間の経営基盤の格差等を放置・助長することにも繋がりがかねない。日本の大学数の5割以上の会員を擁する日本私立大学協会として、このことに深い憂慮を覚える。

こうした施策によって、日本の大学数及び大学在籍者数の8割近くを占め、また国公私立大学が養成する研究者の将来的な活動の受け皿として機能する巨大な経済機構でもある私立大学の耐性を奪うことは、我が国が世界に伍する研究、先導的なイノベーション、それに携わる人材養成の可能性を同時に失うことになることも容易に想像出来るところである。その危惧は、私立大学のみならず、広く高等教育関係者であれば、十分了解・共有出来るものであろう。

2. 「大学全体の評価」並びに「学部ごとの教育の質に特化した評価」について

○これまで認証評価は、教育・研究・社会貢献や管理運営といった多様な視点からなる機関別評価により、私立大学の質保証・質向上に総合的に貢献してきた。今後、多様化する時代に対応するため文理融合学部ないし学環等を設置する大学、あるいは少子化の現象と経営環境の深刻化が一層加速する中であって状況に即応した改組転換を図る大学が増加することが見込まれる。それ故、個別学部ごとの教育評価に限定するのではなく、大学機関全体としての教育評価こそ、正確な評価を可能とするものと考えて。従って、各評価機関がその特色を踏まえて20年にわたり知見と経験を蓄積してきた機関別評価を継続させることが時宜に適った評価と言えよう。

○学部ごとの教育評価は、約800に及ぶ学位、類型化しても21に及ぶ学位分野がある中であって、この度のワーキンググループの審議では、評価機関ごとに21分野の評価員を全て集めることが示されている。今でさえ機関別の評価員の質量の確保に困難をきたしている各評価機関において、21分野にわたる分野別の評価員を用意することは先ず不可能に近い。認証評価が肝要と言うのであれば、各評価機関において実施可能な制度設計にしなければ、設計は画餅に終わる。

しかも、21分野に拡大した認証評価を受審する大学の負担も大きい。その負担は、学部数が多いほど重さを増す。既に「知の総和答申」においても、「評価疲れ」が指摘されている。これ以上大学の負担が増していけば、大学が本来傾注しなければならない教育や研究のための時間や労力が認証評価のために削られていきかねない。それは、認証評価の目的とは裏腹に本末転倒の結果となろう。その負の責任を負うのは、評価機関なのか、大学なのか、制度設計者なのか。

これに加え、資質・能力において多種多様な評価員が携わる認証評価においては、評価基準に対する評価員の裁量や解釈の相違が評価結果に与える影響を排除し得ない。それは、俯瞰してみれば、認証評価全体の公平性を欠くことにもなる。それ故、評価員間の差異を勘案すれば、標記基準に1項目でも抵触すれば「不適合」とするのではなく、幅のある柔軟な評価の実施が求められる。

- 「大学全体の評価」においては、学部ごとの教育評価に関係する学長のリーダーシップの確立や、大学全体のディプロマ・ポリシーと学部のディプロマ・ポリシーの関連性といった教学マネジメントの取り扱いが不明となっている。また、法令への適合性のチェックが取り上げられているが、大学設置基準を始めとする法省令への適合性については、設置認可の運営主体である文部科学省において点検される事項と史料する。

3. 段階別評価について

- 目下の審議では、学部ごとの教育評価について、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、教育の質を4段階または3段階で示すことが検討されている。しかし、大学の教職員が互いに評価し合うピアレビューで成り立つ認証評価において、受審大学がそれぞれの教育理念や方針に基づいて多様に展開する教育に対して段階的に「優劣」をつけることは、著しくピアレビューの精神に反し、また大学の学問及び教育の自由を侵す思想的越権の疑いがある。
- 前述したように、認証評価の本質は、各評価機関が自律的に定める評価基準に基づき評価を行い、その基準を満たすものかどうかを明らかにすると同時に、自ら改善することを促すところにある。しかしながら、この度の見直しでは、各大学の教育をランク付けし、その結果を公表し、むしろ言外に当該大学の退場を促すことに主眼が置かれている印象が否めない。
- こうしたランク付けは、新たな序列をいたずらに作り出すことになる。評価というと、短絡的にランキングを想像する人がいるが、ランキングは、前述した認証評価の本来の趣旨とも、制度創設の目的とも合致しない。ランク付けの典型である偏差値という単一的尺度が人間の能力の一側面に過ぎないことは明らかであり、その能力の多くも長足の勢いで進歩する生成 AI に取って代わられる。あるいは、大学進学者が同年齢層の約6割に達する今日において、ギフト等、多様化した時代と社会が求める多様な人材と才能を掬い取ることを阻む方向で作用することも広く知られている。従って、評価結果とその公表に当たっては、ランキングというよりも、適合・留保・不適合とするべきで、むしろ優れた取り組みを紹介することによって、他学への範とすることが望ましい。

我が国の認証評価制度の評価すべきことの一つに、評価基準を満たさない項目があれば、その評価プロセスを通じて、当該大学とコミュニケーションを重ね、評価基準に達するよう改善を促していくことや、「不適合」と評価された大学であっても、評価が固定化されるのではなく、再チャレンジの機会を得ることで、当該大学の質を実質的に向上させていくことが指摘されている。新たな認証評価においても、評価基準の未充足をもって、即

「不適合」とするのではなく、評価プロセスの全体を通じて教育の質を向上させていく方向で制度設計することが、むしろ大学の質保証に資するものになると考える。

このような質の向上を促していくことの重要性や、また評価の実施主体を政府ではなく第三者評価機関とする原則を踏まえれば、その評価結果をもって政府によるペナルティやインセンティブに結びつけることは適切ではない。

- 「学修成果の自覚化と可視化」の議論があるが、人間は人間で在るが、家庭生活・学校教育・職業労働等といった生涯学習過程を通じて人間と成るのであって、そもそも学修成果は、軽々に計量化出来るものではないし、大学教育だけで完結するものでもない。卒業後、大学教育の意味を実感するということもある。

4. データプラットフォームについて

- この度の見直しでは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、NIAD）に設置されたデータプラットフォームに、各評価機関がその評価結果を入力する制度設計がなされている。しかし、認証評価結果の公表は、まず評価を行った評価機関が主体的に行った上で、データプラットフォームへの入力となされるべきものとする。また、NIADで認証評価を受審しない大学について、他の評価機関の認証評価で使用するデータをNIADのデータプラットフォームに直接入力させることにも違和感を抱く。
- 大学の負担軽減や受験生の利便性、更には企業の採用活動等のため、ワンストップ、マルチユースを可能とするデータプラットフォームの重要性は理解するものの、NIADが認証評価の一元的な窓口となり、その下に各評価機関が配置されるような制度設計は、各評価機関の独立性・自律性・多様性を奪いかねないことから、慎重な制度設計がなされるべきである。

■おわりに

先の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」では、第三者評価の導入にあたり、「国の関与は謙抑的」にすると述べている。翻って、この度の見直しでは、国の主導により「共通的な評価基準」の策定や全認証評価機関に利用を義務付けた「データプラットフォーム」の構築等が検討されている。

改めて申し述べたい。

国による過度な関与は、認証評価の一元化を招き、ひいては我が国の大学の多様性や独自性を阻害しかねない。

認証評価の見直しにあたっては、各大学がそれぞれに適した認証評価の受審により、自己改善をすすめていく本来の趣旨に立ち返るとともに、各認証評価機関の自主性が最大限に尊重されなければならない。

設置認可やアフターケアを含む公的な質保証システム全体の改善と、国とは一線を画す第三者である認証評価機関の自主的な改善努力とが相俟って、大学の質保証と質向上とが実現できる。

以上